

健康保険証の新規発行は、令和6年12月1日で終了しました

新規発行終了に伴い、健康保険証の再発行もできません



## ■ 健康保険証を紛失した方は、下記どちらに該当しますか？

### ① マイナ保険証<sup>(※)</sup>を持っている

※マイナ保険証とは…健康保険利用登録が完了したマイナンバーカードのこと

➡ マイナ保険証をご利用ください



### ② マイナ保険証を持っていない

➡ 資格確認書の発行申請をしてください

ホームページの切替に時間を要しており、「資格確認書交付申請書」のご案内がまだ出来ておりません。

お手数ですが、健康保険組合へご連絡ください。申請書をお送りします。



- ◆ マイナ保険証を持っている方へ、資格確認書の発行はできません
- ◆ 資格確認書の交付申請をした方でも、健康保険組合で「マイナ保険証を持っている」と確認できた方へは、発行する事ができません。

お問合せ先

愛知製鋼健康保険組合

☎ 052-603-9224 (内線: 2128)